

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2015年12月4日

アジアネットワーク通信

ころさない

ころされない

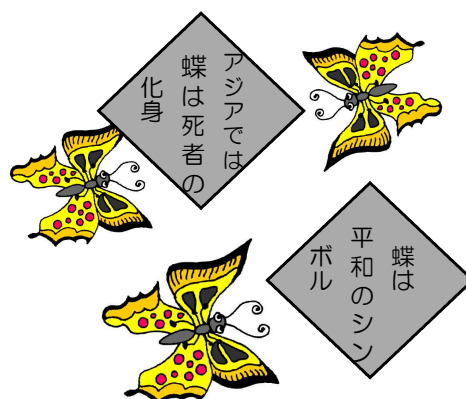
ころさせない

【第12号】

1/28

いよいよ判決！問われる司法の面目

一〇月二三日 第八回弁論・安倍の靖国参拝は戦争準備行為・最終弁論報告



「戦争放棄」は戦死者の声なき声

第八回・最終弁論報告

十月二三日、午後二時、第八回口頭弁論が開かれました。

裁判所は、開廷してまず、補助参加の申し立てを却下し、本題に入りました。今回の弁論では、原告から最終準備書面、被告安倍から第四準備書面、被告靖国神社から第四準備書面が提出され、そのうち、原告と被告靖国神社が口頭で要旨の陳述をしました。

まずは、原告が最終準備書面の要

旨陳述をしました。

最初に第一、総論及び第二、加害行為・違憲性論を中島弁護士に第三、沖縄原告ら、台湾原告らの損害について定岡弁護士が、三番目に、第四、若者原告ら、女性原告ら、在日外国人原告ら、教育者原告ら宗教者原告らの損害について吉田弁護士が、最後の結語部分を新井弁護士が陳述しました、裁判所に対し、本件参拝の如き違憲行為が二度と繰り返されないように憲法保障を実効化させることが司法に求められており、それが司法の面目に関わることでありと締めくくりました。

（陳述要旨は二ページ下段に掲載）

一方、被告靖国神社からは、小泉首相靖国参拝の最高裁判決（大阪第一次提訴分）が、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではない」から、これを「被侵害利益として損害賠償を求めることができない」とし「このことは、内閣総理大臣の地位にあるものが靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」、と判示している

ので、首相の靖国参拝自体には問題がないことはすでに決着済であると述べました。ただ、今回は原告は平和的生存権侵害を主張してきているが、これについても首相の靖国参拝は戦争準備にあたらないことは明らかなので、自衛隊イラク派兵差止め訴訟名古屋高裁判決で認められた平和的生存権の侵害はなく、原告の訴えは失当であり、裁判所は憲法判断する必要もないと主張しました。

以上で弁論は終結し、判決の言い渡しが出来た。一月二八日午前十時からに決まりました。

「弁論終了後かみくだき学習／報告会」

弁論終了後、弁護士会館にて恒例のかみくだき学習報告会が行われました。

被告靖国神社が行った最後の陳述について和田弁護士による、興味深い分析がありました。

（二〇ページに全文掲載）

また、当日の弁論以外で、原告の吉

田文枝さんと西山誠一さんから、今年九月一八日に行った靖国神社への合祀取消行動の報告がありました。

まず、吉田さんから、「合祀取消訴訟以降、靖国神社への合祀取消行動を行ってきました。これまで延べ三百一人が参加しました。靖国神社からの合祀取消要望への回答はいつも、『当神社の祭神合祀によって他者の法的利益を侵害していないので合祀は取り消せない』という旨の同じ回答だけれども、多くの人が合祀をやがっていることを靖国神社に形で示したいので、今後も合祀取消行動を続けてゆきたい」と述べられました。

西山さんからもいつにもまして鋭い示唆を含んだ感想が述べられました。（裁判傍聴記の一〇ページに掲載）

今回も弁論、集会に多くの方々に集まっていた下さりありがとうございました。せっかく傍聴に来ていただいたのに、抽選に外れ、法廷に入れなかった方々もおられ申しわけありませんでした。

さて、どういう判決が出ますことやら。来年一月二八日の判決言い渡し、同日夜の判決報告集会に結集ください！

（高橋 靖）



弁論後集会・弁護士会館にて

原告ら最終準備書面・要旨

第一総論

第一章の総論においては、日本国憲法において、なぜ、戦争放棄規定と政教分離規定が設けられたのか、また、本件参拝がこれらの規定となぜ相容れないのかを述べる。

1 本訴訟の主たるテーマ

安倍首相の靖国神社参拝によってどのような被害を受けたか。原告本人尋問において、九名の原告が、それぞれの立場において、述べた。また、本人尋問は実現しなかったが、若い世代にとってどのような被害があるかも主張してきた。訴訟外では、集団的自衛権の閣議決定、自衛隊の武力行使を可能とする法律の制定など、軍事国家への転換が進んだ。

このような経過を通じ、本訴訟における主たるテーマが、平和と人権問題であることが、ますます明らかになってきた。

平和なくして人権の尊重はありえず、また、政治と宗教を分離せずし

て個人の尊重はまっとうされない。戦争放棄規定と政教分離規定は、人が個人として尊重されるための不可分一体、いわば車の両輪をなす規定である。

2 カントの『永遠平和のために』

・戦争放棄規定

ある統計によれば、フランス革命／ナポレオン戦争（1789年～1815年）では四九〇万人が死亡した。第一次世界大戦（1914年～1918年）では二六〇〇万人、第二次世界大戦（1939年～1945年）では五三五五万人という膨大な数の人々が、殺された。

人の歴史において、戦争を始めては停戦し、一時的な平和が訪れ、再び戦争を始めるということが繰り返されている。平和を一時的な状態ではなく、恒久的な状態にするにはどうしたらよいか。フランス革命戦争中の東プロシアにあって、七一歳になった哲学者カントは、『永遠平和のために』という小さな著作に、その考えを凝縮した。

「永遠平和のために」の第三予備条項は、「常備軍はいずれ、いつさい廃止されるべきである」としている。「殺したり、殺されたりするた

めの用に人をあてるのは、人間を単なる機械あるいは道具として他人（国家）の手にゆだねることであって、人格にもとづく人間性の権利と一致しない」という補足説明がされている。戦争、そして常備軍は、人間を、殺したり、殺されたりするための道具に貶める。そして、戦争は全面的な殲滅戦に陥っていくしかない。そうさせないために、カントは、「非戦」の立場にたって、常備軍は廃止されなければならないと述べた。憲法九条は、まさに非戦の立場にたって、戦争の放棄、戦力の不保持を定めている。

カントは、また、宗教の違いは、互いに憎しみあい、戦争の口実ともなると述べている。戦前の日本にあつては、まさに、神道が国家と結びつき、国民を戦争に駆り立てるために利用され、宣伝されてきた。憲法二〇条が国家と宗教の分離を規定したのも、宗教についてのこのような認識がもたれている。

しかし、「永遠平和のために」において示された提言が、憲法前文の「恒久の平和」という表現となつて現れ、戦争放棄規定と政教分離規定の明文になつて現れるためには、人々は大きな代償を払わなければならなかった。

3 日本の「戦後」の出版に現れた「恒久の平和」への意思

一九四五年八月一四日のポツダム宣言受諾、翌日の昭和天皇による「終戦の詔書」の放送（玉音放送）、そして九月二日の降伏文書の調印によつて、日本の「戦後」は出発した。一九四六年一月三日の憲法制定、翌年五月三日の憲法施行によつて、日本国は立憲主義にもとづき、統治は主権者たる国民の監視のもとにおかれることが明確にされた。

その過程で、占領する側及び占領される側の思惑がどうであれ、「永遠平和」・「恒久の平和」の実現という目標が主役であり続けた。それは、一方では、戦犯の逮捕・裁判・処刑という形であらわれた。他方では神道指令、そして戦争放棄規定と政教分離規定を明文化した憲法の制定という形であらわれた。

一九四五年一二月の神道指令においては、「神道の教理並びに信仰を歪曲し、日本国民を欺き侵略戦争へ誘導するために、軍国主義的並びに過激な国家主義的宣伝に利用した」という認識が示された。

宗教は、一般に、人々に、超越的なものに対する漠然とした尊重、あるいは尊重しないことに対する漠然とした畏れを抱かせる。漠然とした

尊重や畏れは、人々の癒しがたい苦しみや災厄を受け容れ可能なものにした（補償機能）、人々を一つの集団にまとめる働きとなつて現れる（社会統合機能）。

戦前にあつては、靖國神社が、その宗教的な機能に着目され、軍国主義や国家主義の宣伝に利用され、国民を「一億火の玉」として戦争に駆り立てる精神的装置として機能し、「一億総玉砕」の殲滅に向かう危機的状況を作り出した。

戦死しても、天皇や首相が参拝する靖國神社の英霊として、「至上最大の榮譽」を担う。人々は、そのように騙されて、あるいはそう信じ込まされて、兵士としてかり出された者もそうでない者も、だれもが戦争に反対できずに、殺し、殺される戦争に巻き込まれていった。

このような国家と神道の結びつきを分離しなければ、「恒久の平和」が実現することなどありえない。そこで、GHQは神道指令を発し、靖國神社などへの政府による援助や政府がその教義を利用し、宣伝すること（政府広報）を禁止した。それは、そのまま憲法の政教分離規定として明文化された。

4 戦後の靖國神社・安倍政権による戦争への準備

ところが、政教分離規定にもかかわらず、戦後も、靖國神社と日本政府との結びつきは分離されず、サンフランシスコ平和条約によつて、日本が占領支配から脱し、一応独立すると、その結びつきはさらに強化されてきた。

靖國神社は、戦前も戦後も、戦没者を英霊として顕彰するという教義をもつて活動をしている。戦前にあつては、政府があらさまにその教義を戦争遂行のために利用し、宣伝してきた。政教分離規定が明文化された現在の憲法のもとでは、そのような結びつきや利用や宣伝は許されないはずである。

ところが、小泉靖國参拝違憲訴訟において、違憲の判断が出ているにもかかわらず、安倍首相は靖國参拝を敢行した。しかも、安倍首相は「国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました」との談話を発表し、本件参拝が、まさに靖國神社の教義に沿った宗教的行為であること自ら述べている。

そして、安倍首相が率いる安倍政権は、集団的自衛権を容認し、これ

に沿って法制度を整え、日本を戦争ができる国にしようとしている。

本件参拝は、集団的自衛権の容認と表裏一体のものであり、したがって、それは、政教分離原則に反するというだけでなく、「恒久の平和」を原則とする憲法の立憲主義そのものを危うくするものというほかはない。

原告らは、まさに、そのような危機感から本件訴訟を提起するに至ったものである。

第二 加害行為・違法性論の要旨

1 職務行為性

(1) 職務行為性の判断基準

国賠法一条一項にいう「職務を行うについて」とは公務員による加害行為が職務行為を構成する場合のほか、職務執行の手段となされる場合や、職務内容と密接に関連し職務行為に付随してなされる場合も含む。

そして、当該公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、客観的に職務行為の外形を備えている場合には、これに該当する。また、職務行為の外形を備えた行為であるか否かについては、当該行為（本件では、本件参拝）のみならず、

その前後の状況等をも総合して判断すべきである。

(2) 本件参拝の態様、及び直前・直後の状況

被告安倍は、公用車を使用した。被告安倍は、本件参拝に当たり、拝殿から本殿へ移動し、神道形式の正式な二礼二拍手一例を行った。

「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳し、本殿に「内閣総理大臣 安倍晋三」と記載した札を掛けた生花一對を奉納した。

本件参拝前日の一二月二五日夜、靖国神社を参拝することを韓国政府に通知し、参拝当日の午前には、アメリカ合衆国政府に対しても事前に通告した。

本件参拝当日の午前一〇時三十分ころ、首相官邸は、被告安倍の靖国神社参拝日程を発表した。発表によつて国内外の報道陣ら一〇〇人以上が駆けつけて、被告安倍の到着を待った。

内外の報道機関は、被告安倍の靖国神社への到着、本殿での参拝、参拝後の神社内での記者会見等、その動静を大々的に報道した。

(3) 本件参拝に至る経緯

二〇一二年一二月二六日、被告安

倍が二度目の内閣総理大臣に就任した。そのわずか一ヶ月余り後、被告安倍は二〇一三年二月七日の衆議予算委員会で、「第一次内閣で靖国神社に参拝できなかったことは痛恨の極みだ」と答弁している。また、同年一〇月二二日の衆議院予算委員会においても、同様の答弁を行った。いよいよ三日後に靖国神社に参拝することを決めた被告安倍は、今井尚哉秘書官を東京・富ヶ谷の私邸に呼び、参拝当日の段取りや参拝後の談話、各国への説明などについて、打合せをした。

本件参拝後の記者会見で、菅官房長官は、「少なくとも、安倍総理は、自民党総裁選挙、または衆議院の総選挙を通じてです、国民の皆さんに対して、総理大臣としての任期中に靖国を参拝することができなかったことは痛恨の極みであるということとをですね、国民の皆様は約束をしてきました。まさういう意味では、国民の皆様は約束してきた、そういう思いも私はあつたんだろうというふうに思います。」と答えた。

以上の経緯からすると被告安倍は内閣総理大臣に就任した時には、靖国神社に参拝することを国民に公約していたものであり、本件参拝はその公約の実行として行ったものだと明確に意識し、発言していた。政権

内部でもそのように理解していたことは明らかである。

(4) 本件参拝の動機ないし目的

本件参拝終了後、被告安倍は「恒久の平和への誓い」なる談話を、世界の主要な言語で発表した。談話の中で、被告安倍は、「私が安倍政権の発足した今日この日に参拝したのは、政権一年の歩みをお伝えするためです。」と語っている。

(5) 結論

以上を総合すると、本件参拝は、行為の外形において、内閣総理大臣としての「職務を行うについて」なされたことは疑いの余地がない。

2 政教分離原則違反―本件参拝の違憲性

(1) 政教分離原則の立法事実

日本国憲法の政教分離原則の眼目は、戦争の精神的推進力となった国家神道と国家を厳格に分離すること、またそれによつて軍国主義の精神的土壌を根絶することにある。

(2) 本件参拝の政教分離原則違反

内閣総理大臣である被告安倍が、その資格で靖国神社を参拝したことは、被告国、または少なくともその機関による宗教的活動と言わざるを

得ない。

これだけで、本件参拝の政教分離原則違反は明らかである。

なお念のため、目的効果論による検討をしておく。

被告靖國神社が宗教法人であり、憲法上の宗教団体であることは、論を待たない。被告安倍は、その靖國神社の祭神を奉安した本殿に昇殿して、神道形式の二礼二拍手一礼する方式で参拝した。祭神に対する強い畏敬崇拝の念を強く表現したものである。

本件参拝は、内閣総理大臣の職務を行うについてなされた公的性格を有するものである。そのため、本件参拝が、国又はその機関が靖國神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、靖國神社という特定の宗教への肯定的関心と呼び起こしたことは容易に推認される。

反面、本件参拝は、原告らのように靖國神社の教義に賛同せず、戦没者を靖國神社で慰霊するという方式を望まない者に対しては、その意見・意識の保持について深刻な圧迫・干渉を加えた事実是否定できない。

(3) まとめ

以上のとおりであるから、本件参

拝は、どのような観点から見ても憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たる。

3 本件参拝受入が共同不法行為にあたること

被告国から、「全戦没者追悼の唯一の中心的施設」との事実上の扱いを受け、何人もの内閣総理大臣の参拝を受けてきているのは、ひとり被告靖國神社のみである。本件参拝はその実績を積み重ねた。

そもそも、今日、被告靖國神社が被告国から、「全戦没者追悼の唯一の中心的施設」と事実上扱われているのは、被告靖國神社が敗戦後においても密かに被告国の違法な支援を受け、特権を付与されてきたからである。

被告靖國神社は、小泉靖國訴訟福岡地裁判決及び大阪台湾靖國訴訟控訴審判決が内閣総理大臣の参拝が憲法に反するとの判断を示していたことを熟知しており、また、「靖國合祀イヤです訴訟」等において、内閣総理大臣の参拝に強く反対している個人が少なからず存在することも熟知している。

しかるに、被告靖國神社は、今回またもや、被告安倍の本件参拝を積極的に受け入れ、原告らに対する権利侵害に加担した。

故に、被告靖國神社は、被告安倍及び被告国と共同不法行為の責任を負う。

第三 損害 沖縄原告ら、台湾原告ら

1 沖縄と台湾

沖縄と台湾は、いずれも一八七二年から七九年にかけての琉球併合（処分）、一八九五年の台湾割譲に始まる日本植民地支配の犠牲者であった。

「皇民化政策」の名の下、異なる文化や言葉を持つ沖縄住民、台湾住民らに対し、日本の言葉を押しつけ、日本の名前を押しつけ、日本の文化を押しつけ、日本の天皇を崇拜することを押しつけ、一方で、琉球語・台湾語の使用、沖縄・台湾独自の文化は否定された。特に沖縄では、太平洋戦争中、方言の使用にスパイ容疑がかけられ、多数の一般住民が惨殺された。

台湾においても、台湾平定とこれに続く皇民化・同化政策に抵抗する人々、特に台湾原住民族の虐殺の歴史でもあった。植民時代の初期に陸軍近衛師団長として台湾制圧にあたった北白川宮能久親王をはじめ台湾平定にあたり台湾原住民族との闘い

の中で命を落とした日本警官、日本軍人ら、沖縄において住民を強制集団死に追いやり、一般市民をスパイとして殺害した日本軍人らは、「日本のために命を捧げた英霊」として靖國神社に合祀されている。

次に、日中戦争・太平洋戦争が始まると、靖國神社を中心に広められた「国のための死の顕彰」という観念を基盤として、「国のために死ぬことは名誉である」との教育が沖縄でも台湾でもすすめられ、沖縄住民も台湾住民も、本来は祖国でないはずの日本による侵略戦争に巻き込まれていった。つまり沖縄住民、台湾住民は先の戦争の被害者である点でもまた、日本の被害者である。沖縄は、一九四五年三月末から数か月間、本土防衛のための「捨て石」として、一般住民を巻き込んだ凄惨な地上戦の舞台となった。

2 原告安谷屋、同知花、同張嘉琪

原告安谷屋昌一は父を戦地で亡くし、沖縄戦で母、姉、弟、叔母を失った。原告安谷屋はその様子を以下のように証言した。「（学校で避難中）、二番目の 姉が、自分の肩にもたれかかる長女の姉の清子が流す熱い血に気付きました。清子は、こめかみから血を流してぐったりしていたのです。清子のこめかみに小さ

い爆弾の破片があたったんです。」
「叔父は、まだ息のある姉を埋葬しました。」(叔母について)「髪は乱れ、うめき声をあげ、傷口から血が噴き出し、恐ろしい形相になっていました。怪我をした叔母は、まもなく、非常に水を欲しがりました。」

叔母は夕暮れには死にました。残された二人の子どもを私たちに頼みながら死んでいきました。」残された原告安谷屋自身も、当時たった六歳だった。

原告知花昌一は、沖縄地上戦の中でおこった集団強制死について以下のように証言した。「当時は沖縄では一五歳以上の男はみんな戦争に行っています。ガマにいます人は、老人と子供とお母さんたちです。集団自決の中心的な担い手はお母さんたちです。チビチリガマでは八三名の集団自決のうちの四七名が死んでいます。そのうちの一番小さい子は三か月の赤ちゃんです。これをお母さんたちは自分の産んだ赤ちゃんや子供たちを包丁や鎌やナイフ、そして石油ランプを持っていきますので、石油をかけて火をつけたんです。」なぜそのようなことができたのかと問う原告知花に対し、生き残った母らは「あんたたちには分からん」「当時の教育、軍国主義教育だ」と悲しい声で答えた。

このような沖縄地上戦で命を落とした一般住民の数は軍人の数を上回った。

台湾でも若者たちが祭神として顕彰されること(すなわち国家のために死ぬこと)を名誉と教え込まれ、台湾原住民族が「高砂義勇隊」として組織され、戦地へ送られていった。一九四四年、台湾人にも兵役義務が課せられ、多くの台湾人が強制的に徴兵され、戦死して、日本の軍国主義の「被害者」となり、さらには屈辱的なことには、一方的に「英霊」として「加害者」と一緒に合祀された。

大祖父らが強制徴兵された様子を、原告張嘉琪は以下のように証言した。「当時、警察から通達されたのは、四人の息子の中一人しか残すことができません。ほかの三人全部南洋に従軍するしかありません。戦争終わったあと私の三人の大叔父さんは帰ってこなかったです。」「当時の規定としては長男が残れます。」

ほかは全部従軍しないといけないです。」原告張嘉琪の祖父は四人兄弟の長男であったため従軍を免れたが、ほかの三人は南洋で戦死し、うち二人はその意に反して靖國神社に合祀された。

3 皇民化政策の帰結・本件参拝による損害

沖縄原告ら、台湾原告らは、このような沖縄戦・台湾人強制徴兵による被害者であり、それは「琉球国」解体・併合、台湾割譲・平定にはじまる日本帝国主義の差別と同化(皇民化)政策の帰結であった。

被告安倍が、日本国憲法に明らかに禁止されているにもかかわらず、また、司法で繰り返し「違憲」と判断されたにもかかわらず、内閣総理大臣として参拝した靖國神社は、第一に、沖縄住民・台湾住民にとって「加害者」である日本人警官、日本人軍人らを「神」として祀っている場所であり、第二に、天皇を神として崇め、天皇のために死ぬことを「名誉」とする教え、軍国主義教育の精神的基盤としての役割を果たし、故郷に戦争被害をもたらした施設でもある。被告安倍による参拝は、そのような靖國神社に対して国家機関が他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているという印象を生じさせる。

被告安倍は本件参拝により東アジアに緊張をもたらし、さらにそのような情勢を口実として、いわゆる戦争法を強権的に成立させた。沖縄・台湾は、地理的に日本と中国の中間に位置する。与那国島で新たに陸

上自衛隊配備が進められていることにも象徴されたとおり、有事の際には巻き込まれ、再び戦火につつまれることになりかねない。

沖縄原告・台湾原告らは、自らの人権を守るとともに、平和な世界を確立するため、日本国内で日本国憲法を最高法規とする憲法秩序が回復されることを願い、本訴訟にふみきつた。裁判所には課せられた司法権の役割を十分に認識し、公正な判断を願う。

第4 損害(若者原告ら、女性原告ら、在日外国人原告ら、教育者原告ら、宗教者原告ら)

次に、若者原告ら、女性原告ら、在日外国人原告ら、教育者原告ら、宗教者原告らの損害について述べる。

1 まず、若者原告ら、女性原告らの損害であるが、これは、すべての原告について共通の損害といえる。すなわち、戦後も戦争遂行を可能にするという性格を変えることのない靖國神社に、一国の首相である被告安倍が参拝したことは、原告らに、戦争の被害が生じるという現実的かつ甚大な恐怖を駆り立てたというこ

とである。

本件参拝は、特に、近い将来日本国が戦争を起こせば、兵士として戦地に駆り出される可能性の高い若者の原告らに、その自ら有する非戦・平和の思想に反して、国のための戦争に動員させられ、人を殺し、または殺されるという著しい恐怖を生じさせた。

安倍政権が、「殺したくないし、死にたくない」（これは憲法九条に含意されている「兵士にされたくない権利」そのものである）という市民、国民の軍事法制反対の意思表明を無視し、執拗に軍事法制を整えようとし、現に二〇一五年九月一九日に戦争法案と言われて多くの反対があった「平和安全法整備法」などを数の力で強引に成立させたという現状に照らすと、被告安倍は、これからむしろ意気揚々として戦争を生じさせようとしていると言わざるを得ない。若者原告らは、その戦争の中で、兵士、兵士を支えるその他国民としてその生命を利用される存在である。いわば、被告安倍も言うところの、「尊い命」が侵害される危険が、被告安倍の「靖國精神」の普及行為である本件参拝によって具現化した。若者原告らは、自己の生命が国家意思によって奪われる危険が生じたことにとつてもない恐怖を感じ

たのである。

2 そして、なかでも女性の原告らは、この恐怖に加え、本件参拝により、同じく戦争に動員され、女性差別、性暴力等の被害を受けるという現実的な著しい恐怖を感じた。

女性は、戦前の侵略地における「慰安婦」制度にみられるように、戦下では、戦時制性暴力の被害者となってきた。その戦前の歴史を十分に認識している女性原告らは、本件参拝によって戦争準備が現実化したことにより、再び戦時制性暴力が生じる危険性を感じ、おぞましい恐怖を感じたのである。また、言論ではなく暴力で人を支配する戦争下では、社会的に弱者の地位に置かれている女性性は、さらに社会的に抑圧を被ることになる。女性原告らは、このことを切に感じ、日本国憲法下でようやく保障された両性の平等の実現が後退する危険に恐怖を覚え、まさに女性性の権利、平和のうちに生存する権利が侵害された。

また、戦前、国が、女性に対し、「靖國の精神」を内面化させ、「靖國の母」、「靖國の妻」として、戦死者の死に「感謝」するよう策動したことと同様に、被告安倍は、本件参拝により、女性に対しても、戦争の重要な役割として、兵士を喜んで見

送り、戦死を褒め称え、次の兵士獲得のために靖國信仰を支える存在に仕立て上げるメッセージを発信・喧伝した。非戦・平和・両性の平等の思想を有する個々の女性原告らは、このメッセージの喧伝を受け、個人の生き方・人格・尊厳を根底から否定されたとして、甚大な恐怖を感じた。

3 そして、若者の原告は、本件参拝等によって強大化したヘイトスピーチの脅威により尋問を経ることはできなかったが、この事態も、本件参拝による損害とみるべきである。この損害をも含めた多大な精神的損害は、すでに提出した証拠、弁論の全趣旨によって明らかである。

4 次に、朝鮮人等の在日外国人の原告らにとつては、日本国の首相である被告安倍の靖國神社参拝は、過去の侵略戦争で死んだ兵士を英霊として崇め祀ることへの国家による強い肯定であり、植民地支配の賛美であり、皇民化政策と不可分一体の靖國神社参拝の態勢であった。さらに、本件参拝は、人種差別・排外主義団体のヘイトスピーチをも助長、促進し、勢いづけた。本件参拝は、侵略戦争で甚大な被害を被った植民地の人々を再度乏しめ、日本でその侵略

の被害を主張すること、さらには朝鮮人等であること自体を名乗ることさえ困難にさせ、在日外国人原告らが日本で平穩に生きる権利を侵害し、日本社会で生存することの著しい恐怖を感じさせた。これは、原告金信明の尋問等の証拠によって明らかである。

5 また、教職者である原告らは、物事を自分で考える姿勢を生徒たちに伝えたいと考えている。しかるに、本件参拝は、教育者原告らに、日本政府が戦争のできる国を志向していることを示し、教育者原告らが非戦・平和についての教育を施すことを圧迫した。本件参拝は、教育者原告らに対し、政府の見解のみ掲載する教科書の使用強制、日の丸称揚・君が代斉唱の強制と一体となつて、生徒たちへの「靖國精神」の普及を強いたことを意味するのである。被告安倍の本件参拝は、国による教育者としてのあり方への介入であつて、自律的に考えることの大切さを教えるようとする教育者に、戦前と同じようにに教え子を戦場に送り、「英霊」となることを勧めることに加担・強要させられる恐怖を感じさせ、多大な精神的苦痛を与えた。これは、原告増田俊道の尋問等の証拠によって明らかである。

6 さらに、宗教者原告らは、いずれも平和・反戦思想を基盤としたうえで、自らの宗教的信条を有しており、人々を戦場に動員し、戦死者を国に尽くした「英霊」として賛美する「戦争神社」たる被告靖国神社の教義は決して受け入れることができない。まして、宗教とは分離されるべき立場にある内閣総理大臣である被告安倍が本件参拝を行ったことは、宗教者原告らの宗教的信条を直接否定することである。さらには、宗教者原告らの周囲には神社神道とりわけ靖国神社に対する無自覚で漠然とした尊重ないし畏れが存在しており、それが宗教者原告らに尊重ないし畏れの同調を強いる機能を果たしている。この同調の強要は、日々、宗教者原告らの自らの宗教的立場に脅威を与えている。そして、その靖国神社に対する尊重ないし畏れは、首相参拝の政府広報の機能によって、マスコミ界、社会、学校、家庭、そして空知太神社最高裁判決から読み取れるとおり司法の世界をも通じて醸成、拡散されている。本件参拝は、まさしく、宗教者原告らの宗教的核心を圧迫する行為であって、その精神的苦痛は甚大である。これは、原告知花昌一、原告西山誠一、原告郡島恒昭の尋問等の証拠によって明らかである。

7 こうして、本件参拝とその受入れは、若者原告ら、女性原告ら、在日外国人原告ら、教育者原告ら、宗教者原告らの、①個々の非戦・平和を唱える意思形成の自由を侵害し、②戦死者を「英霊」として顕彰して、国民を国家の道具とする靖国神社の教義に抵抗する非戦・平和への信条を形成し、これを維持する自由を侵害し、③平和な社会に生存する権利、そして特に宗教者原告については、これらに加えて、④自らの宗教に基づく平和・非戦の信仰の確保の自由を侵害した。

その結果、原告らが被った精神的苦痛は計り知れない。精神的自由権の憲法上の権利としての重大性、そして、国家権力が、国民に対し、国のために死ぬことを強要し、死亡後も国が兵士確保のため「英霊」＝道具として利用し続ける意思を表明するという、憲法の核心たる個人の尊重、立憲主義（国民が国家を支配するという憲法の根本原理）を根底から覆す侵害の態様の重大性に照らし、その精神的損害は甚大であることはもはや明らかである。

第5 結語 く憲法保障を実効化 あらしめるためにく

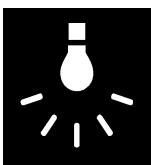
総理大臣の靖国神社への公式参拝、即ち一国の首相たる地位において、その職務として靖国神社に参拝することが憲法二〇条に反する違憲行為であることは、現時点では疑う余地もないところとなった。

この度の参拝とこれまでの首相の参拝と際違った違いは、それが内心の自由や信教の自由などの侵害だけでなく、「平和」をも脅かすものであるということである。

こうした首相の公式参拝が、かねてより靖国神社或いはその教義を賛美してやまないものであるが、殊に、歴代首相の中でも最も軍事法制の整備に熱心な安倍首相によって行われたことは、憲法九条と二〇条が、先人の知恵によってビルトインされた「平和」のための装置であり、車の両輪をなすものであることが改めて強く感じさせた。

司法による明確な違憲判断にもかかわらず、時の政権による違憲行為が繰り返される。それは、厳粛な司法権行使の結果たる違憲判決を嘲笑するかのような違憲行為をあからさまに見せつけられた原告らが被った精神的被害をあまりに過小に評価するために、法的利益に値しないとして損害賠償請求を一蹴してきた司法の誤った価値判断が招いた結果といわざるをえない。

このような判断を繰り返しているようでは、最高法規たる憲法が目指す価値・秩序を実現する上での司法の役割を十分に果たせるものではない。また、政治の場での民主的解決に委ねねばすむという問題でもない。違憲行為による重大な権利侵害があつた場合、たとえそれが一人に對してであつても司法的救済が求められるのは当然である。加えて、現時点ではそれにとどまらず、本件参拝の如き違憲行為が二度と再び繰り返させないようといった、憲法保障を実効化あらしめるための判断が司法には期待されている。その期待に応えうるだけの判断が今こそ求められている。司法の面目にも関わることである。



傍聴記 その一
裁判を傍聴して、出会った人達
富

安倍靖國參拝違憲訴訟に原告として参加して、何回か裁判を傍聴する機会を得ました。傍聴券の抽選を待つ間、裁判が終わり弁護士会館からの説明を聴こうと弁護士会館で待っている時、帰りに駅に行く道すがら、たまたま隣り合ったり、一緒になった人たちと話をするのが、とても楽しかったです。いろんな人と知り合い、この訴訟には幅広い原告団がいることがわかりました。

そうやって知り合ったひとのひとと釜山旅行にも行ってきました。主な目的は、釜山の朝鮮通信使歴史館ですが、私にはもう一度行きたい場所がありました。実は私はその半年前、家族とバックツアーで釜山に行ったのですが、自由時間に釜山に住む韓国人の知人があちこち案内してくれた場所の一つ、龍頭山公園です。

そこには市内や海岸線を一望に見渡せる釜山タワーがあり、日本の方向の海に向かって睨みをきかせている陳舜臣將軍の像もありました。この、今は大勢の観光客で賑わう公園に、かつて龍頭山神社という神社があったと、知人が話してくれました。

公園のあちこちを探してみてもそういった表示物は見当たらず、五〇代のその知人も戦前のその神社を直接見たのではなく、伝え聞いたことなのでしよう。

龍頭山神社は戦前の国家神道体制のもとでは、侵略や植民地支配のため大きな役割をはたしたのでしょうか、二度目の訪問でも、今では影も形もないことを知るばかりでした。

ひるがえって、被告・靖國神社は、いまだ大きくのさばっているなんて、許されない、という思いをあらたにしました。

もう一つ。これまでの傍聴を通じて知り合うことのできた、とりわけ宗教者の方々から、折にふれ、感じることがありました。それは、うまく表現できないけれども、信仰を持つ人々は、無宗教の私には感知することができないことを鋭くとらえるセンサーのようなものをお持ちではないかということです。失礼な言い方かとちよつとドキドキしているのですが、要旨陳述の第四の六、とくに「安倍の参拝が、宗教者に靖國神社への尊重ないし畏れの同調を強いる機能を果たし、この同調の強要は、日々、宗教者原告らの自らの宗教的立場に脅威を与えている。」というところを読み、私がぼんやりと感じていたことが、言葉になっていくか

のように思えてとてもうれしかったです。

傍聴記 その二
近藤俊太郎

この訴訟に関わるようになって、ずいぶん年上の友人が増えた。集会で発言を求められるたびに「若者」としての紹介を受けるが、私がふだん若者として扱われるということには、まずない。そこには私のような年代でさえ「若者」枠に入れておかねばならないという事情があるのだ。最近、戦争法案反対の立場から多くの若者がデモに参加する様子がメディアで取り上げられたが、この訴訟には若者といえそうな風貌の方はごく少数である。現在、さまざまな社会運動があるけれども、その多くが歴戦の闘士たる大先輩によって支えられている。もちろんそれ自体はとても頼もしく歓迎すべきことである。だが、私にとっては、この訴訟を通じて若者の友人を増やすこと、あるいは私が「若者」枠から外れること、それが未来を切りひらく大事な課題のひとつなのである。

さて、この訴訟を進めるなか、集団的自衛権行使容認の閣議決定や戦争法案の成立により、私たちを取り

巻く状況は加速度的に悪化の一途を辿った。この訴訟が、もともと「安倍内閣の危険な体質を総合的に問う」べく始められた格調の高い、かつ真摯な訴訟であったことは改めていうまでもない。しかし情勢の深刻化を受け、いまやこの訴訟の意義はますます高まってきたというべきではないだろうか。換言すれば、安倍首相による靖國參拝が日本の軍国主義化の大きな契機となったことは、いよいよ誰の目にも明白になってきたということだ。私たちの平和に生きる権利は危機に瀕している。とはいえ、おそらくその現実に真正面から向き合う国民の数は決して多くない。こうした現状は、ひよつとしたら日本の軍国主義化が進むと、政教分離や信教の自由、平和的生存権が国民一人ひとりの切実な問題として、いまより多くの人びとに共有されるようになるのではないか、そうした妙な期待感を抱かせなくもない。ただし、そのような事態の深刻化の先に安っぽい希望を見出せても、その希望は私たちにとって一時的な慰め以上のものとはならないだろう。私たちは、「ほら、だから私たちが言った通りだろう」などというために、そのようなアリのバイブルのために訴訟に踏み切ったわけではないはずだ。あの二〇一三年の年

末に、堪え難い苦痛を感じたからこそ、立ちあがったのである。

この訴訟の意義は、状況の悪化によってではなく、これ以上、状況が悪化しないように一人ひとりが尽くすことで高めなければならぬ。私はそう考えている。

傍聴記 その三

西山誠一

今日の裁判の感想ですけれども、もちろん判決は勝った方がうれしいのですけれども、たとえ勝っても、今日法廷で新井弁護士さんが言われたような「あざ笑うような参拝」をまたされると思うのです。その理由は、日本遺族会という組織があります。毎年「公式参拝をお願いします」という陳情文を出しております。それから国会の選挙になると、遺族会の推している議員は必ず毎回当選しています。安倍総理があざ笑いながら参拝するというのは、その後ろ盾がやっぱりあるのだと思うのです。その点、この裁判の力というものも、議員さんや安倍総理には届いても、日本の二四〇万の遺族にはなかなか響かないと、そう思うのです。そんなことをしたら「遺族の立場はどうなるんや」と。「死んだのは、本

当に犬死にか」とこう遺族の方から、僕も遺族ですけれども、遺族の方から言われるのです。

敗戦直後に、僕が仕事をしとると遺族の方たちが「本当に残念でならんわ」と、お互いに話しとるのをよく聞きました。その気持ちを、あの婦人雑誌『主婦の友』の例を出しては、「悲しみを喜びにかえるのが靖国神社だ」と言われますけれども、喜びにはもちろんならなくても、自分で「戦死」したことを納得できることがやはり遺族の方たちに、安倍総理には裁判やけれども、遺族の方たちにどう納得してもらえるか、と。

これは政治的宗教的、いろいろな働きがないと難しいと思うのですけれども、私も東本願での靖国研修会に遺族の人を誘って行くと、「あんなところには二度と行かん」と、そういう言葉が返ってきますし、これは一生涯かかってでも遺族のみなさんに通じないだろうとは思っていますけれども、やはりこれが弁護士さんやここにおいでる方たちの今後の課題ではないか、私は思っております。以上です。

(10・23裁判後集会での傍聴感想発言より)



これって一歩前進かも：

弁論終了後の噛み砕き集会での和田弁護士が発言は以下の通りです。発言の中にある「平成一八年判決」というのは、一頁からの報告にもあるように被告側が金科玉条とする「首相が靖国に参拝しても権利侵害は生じない」という趣旨の小泉参拝違憲訴訟での最高裁判決のことです。被告靖国神社はこの日の弁論で最終(第四)準備書面を陳述し、この判決を引用しつつ「裁判所に置かれては、結論を導くのに必要な限度で、かつ争点に絞った判断をされるようお願いする次第である」と述べています。つまり、言外に参拝違憲という点に関しては自分たちもわかっていると認めているとも取れます。また、平和的生存権侵害についてもこの書面でイラク派兵訴訟の名古屋高裁判決を引用しています。名古屋高裁判決は平和的生存権が明確な憲法上の権利であることを認め、たうえで派兵違憲を訴えた原告らの権利侵害を否定しましたが、被告がこれを引用するということは、これまで平和的生存権それ自体が抽象的で明確な権利と言えないとしてきた裁判所や被告らの立場が明らかに後退している(こちらから言えば、前進している)ことを意味するのではないのでしょうか。

以下和田弁護士の発言全文です

(事務局)

和田です。今日はお疲れさまでした。今、「平和的生存権について」果敢に述べた」と菱木さんはおっしゃったのですけれども、それは果敢ということではなく、必然的に平和的生存権についての主張をせざるをえなくなっているというのが私の結論的な感想です。今日、弁論の最後に、靖国神社の代理人の竹之下弁護士が弁論をしていました。相手方の本音のところが非常によくわかる弁論でした。

まず、平成一八年判決、これが彼らの生命線であるということ、竹之下弁護士も非常に明らかに言っています。

もう一つ、一番最後の部分で彼は「裁判所におかれては結論を出すために必要最低限のことだけを書いてください」と言っていた。「よけいなことを書いてくれないように」と言っているわけです。「よけいなこと」とは何なのだろうか、と。それは明らかに「政教分離に違反する、違憲である」と、そういう判断を「理由」中にもされては困る、と。おそらく彼らの商業上困るのだと思うのですが。これは逆に言ったら、彼らも政教分離違反である、ということはおそらく認識をしている。だからそこに

は踏み込んでくれるなど。彼らは、「政教分離違反ではない」という積極的な主張をしないのです。

もう一つは、平和的生存権に関わるところなのですが、相手方の弁論の中で面白いなあと思ったところなのですが、「これは平和的生存権侵害にはあたらない、安倍首相の参拝行為は、平和的生存権を侵害しない」と言ったのです。「侵害しない」ということの前提として、平和的生存権が、裁判上の権利であるかどうかという論点がまずあるのです。これまでの参拝訴訟等々で平和的生存権違反が主張された時には、まず「平和的生存権というのは、裁判上の権利ではないですよ」と、そういう風な反論がなされるのが常だったのですが、今日、代理人はそこは省略しているのです。靖国神社側のこれまでの書面を見ても、そこはかなりいい加減な反証しかされていない。つまり、平和的生存権の裁判規範性というのは、名古屋高裁判決（注：自衛隊イラク派遣差し止め訴訟。高裁判決において「現在イラクにおいて行なわれている航空自衛隊の空輸活動は、（中略）武力行使を禁止したイラク特措法二条二項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条三項に違反し、かつ、憲法九条一項に違反する活動を含んでいることが認められる」と

した）が出ています。

名古屋高裁が平和的生存権に裁判規範性を認めたということは、今日の彼の言論にも非常に大きく影響してきているというのが印象に残りました。

名古屋高裁がどのような場合に平和的生存権が侵害されるのかということも明らかにした。それで何をすればいいのかというと、（この参拝が）戦争準備行為であるかどうか、というところですが、靖国神社への参拝行為が、戦争準備行為であるのかどうか。これは、おそらく戦後の、中曽根首相から始まって、何故彼らが、わざわざ物議を醸してまで、国際的な批判を受けながら、なぜ靖国参拝ということを強行してきているのか。その理由が、本当に彼らが戦争で亡くなった方々に対して、心の底から参拝をしたというところであれば、こっそりと言ったらいいいことであり、ますし、マスコミに宣伝してからい必要はないわけです。なぜ社会的に「参拝をしますよ」と言って参拝して、批判がわきおこることというかも予期しながらも参拝を執行していたのか。おそらく純粋な「参拝をしたい」という精神からではなく、より政治的な目的があることは明らかです。それがどういう目的なのかというと、おそらく本丸は「九条」に

あるということが考えられるのではないかと思います。

この訴訟で首相の靖国参拝について問題にするということは、もちろん政教分離について問題にすることであり、それは必然的に九条を問題にするということで、この九条違反を問題にするということでは、実は今回初めて出てきたことではないのです。おそらくずっと底流にはあったのではないかと思います。

政教分離と平和ということがどう結びついているのか、政教分離ということについて理解する必要があると思います。

政教分離というのは、我々が、例えば日本の法学部で勉強する時は、政教分離には三つの役割があると教えられるわけです。

①少数者の信教の自由を守ること。
②政教分離がなければ宗教が国家と結びついて墮落してしまうということ。
③戦前・戦中に国家と宗教が結びつたことによって悲惨な戦争になってしまったという、そういう三つが政教分離が制定されてきた理由であると教えられています。本当にそれだけののだろうかということですが、

政教分離ということが、何時どこで生まれた話なのか、少しいろいろと見てみますと、先ほど中島先生からもお話があり、今日の弁論でも話

されたことなのですが、本当に古い

昔からある概念なのです。日本の戦後に GHQ が何もないところからボンと与えてくれたもの、ということではないわけです。歴史を見てみると、一六世紀にヨーロッパでプロテスタントが出てきて、ユグノー戦争（ユグノーとは新教徒の意 *Guerres de religion*, 1562 年～1598 年）であるとか、宗教戦争がおこる。宗教上の虐殺、例えばサンバルテルミーの虐殺（フランスで、一五七二年八月二三日夜から二四日にかけて聖バルテルミー（*St. Barthélemy*）祭の日にカトリック新教徒虐殺事件。パリで数千人、全国で約一万人の死者を出し、ユグノー戦争の激化を招いた。セントバルソロミューの虐殺。聖バルテルミーの虐殺）がおこったりする。

このように宗派間で戦争が多発していた。それを何とかしなければならぬと、国家が宗教に関与する、もしくは国家がこの宗教が正統であるということというところ、あるいは国家間の紛争や戦争を呼び起こすものではないか、と。

そこで、戦争の防止的な意味合いも含めて、フランスにおいて、向こうではライシテ（仏：*laïcité*）というのですが、ライシテという政教分

離原則が出てきた。(ライシテ・注：

国家とカトリック教会との関係をかち、国家の宗教的中立を定めた法律で、一九〇五年に施行。信教の自由と自由な宗教活動を国家が保障するとともに「国家は宗教に対し、認証したり、賃金を支払ったり、助成したりしてはならない」と規定した。)

もう一つ、政教分離は民主主義とも非常に繋がっている概念です。昔はカトリックでないと国民として平等に扱われないですよとか、もしくはプロテスタントでないと関与できないですよ、と。だからピューリタンはアメリカに逃げて行つたというような事情があるのです。アメリカの政教分離なのですが、誰もが、国民の皆さんが、どんな宗教を持っていたとしても等しく国民として平等に扱われ、政治に平等に関与することができると、と。そういう意味での政教分離という概念が使われたわけですよ。これも一七〇〇年後半のことで、フランス革命とアメリカ革命と、両方とも政教分離とは平和とも結びつく概念であるし、民主主義とも結びつく概念である。昔から単に信教の自由をまもるための制度的というとらえ方ではなくて、民主主義と、さらには戦争の回避と不可分一体に結びつくものとして、我々は政教分離ということをとらえ直さない

といけないのではないかと。

この訴訟も、政教分離訴訟として新しく展開させていくという意味合いでも、根源のところに遡る、平和との関係について不可避免的に押し出していかななくてはならないという意味で平和的生存権の主張をしていくことになるのではないかと思います。今後の立証のところかなと思っています。戦争準備行為に該当するといふところを持っていけばいい訳です。これを理屈を積み上げるところでやっていくのは、なかなか辛いところがあるのですが、安倍首相の参拝は戦争準備行為であることを立証する、それは事実関係を積み上げていけばいいわけですよ。それで勝てるかどうか、それで天秤がこちらに傾くかどうかということをやっていけばいい、ということになると、思います。今後の訴訟展開次第では、おそらくその辺の主張をしていくことになると思っています。

10・23 第一審最終弁論・報告集会

今年も靖国神社に「合祀取消」要求に行ってきました



九月十八日、今年も靖国神社へ合祀取り消し要求に行ってきました。九月十八日は国会で戦争法案の強行採決がされるかという緊張を強いられる日でした。関西からもこの日の前から国会前につめていて国会前から靖国神社に駆けつけてくれた人、靖国行動が終わればすぐにも国会前に駆けつける予定の人たちも一小时前に集合場所の靖国神社大鳥居周辺に来てくれました。全体で四〇人ぐらいの人数だったと思います。

私たちの呼びかけで「合祀取り消し要求書」を靖国合祀イヤです！アジアネットワークに託してくれた遺族は二五人、戦死者三一人分。他に、すでに直接個別に靖国神社に「要求書」を出したからと連絡があった遺族が一人。この取り組みを始めた二〇一三年からは二倍となりました。

靖国神社が面談する人数を六人に、時間も三〇分と極めて制限的な

態度を崩していないため、やむなく関西訴訟から菅原龍憲さん、釈氏政昭さん、西山誠一さん、吉田文枝、そして東京訴訟原告の関千枝子さん、吉田哲四郎さんが社務所入り、あとの皆さんは待機と言うことになりました。

靖国神社側で主に対応したのは、小方孝次権宮司。時間制限をしたり官僚的に口をはさむのが稲上課長。社務所での靖国神社とのやり取りはやはりかみ合わないものでしたが、私が印象に残った西山さんとのやり取り次のようなものでした。

西山さん；

「敗戦直前の鈴木孝雄宮司は、戦死者は人霊でなく神霊である。人霊は遺族しかし神霊は国家のものと云ったが、そういう考え方を靖国神社は引き継いでいるように思うのですが」

権宮司；

「そういう言葉が鈴木宮司の時にあったが、それは大きな間違いです。ご家族の方がなくなられてお喜びになる人はいない。だからこのお社でお祀りをする。」と言います。「それは大きな誤解です」とも言います。

西山さん；

「靖国神社は、今も国家神道をそのまま引き継いでいるのか」

権宮司；

「そういうことをおつしやる人もいるが、私たちが日ごろ奉仕をしてお勤めしているのはそう極端なことではない。そういうことではない」

こんなやり取りもありました。

権宮司が「おみたまを利用するとう趣旨ではない」と言うから、吉田が「英霊と言っているではないですか」と返すと、稲上課長は「それがなぜいけないのですか」と気色ばんで言い返してくる。そこで吉田から「なぜ、優れているのかわからない。

たとえば沖繩の方が合祀取り消し要求書を出していますが、弟の二歳の子どもが祀られている。二歳の子がなぜ英霊のですか」と聞くと、権宮司は「子どもさんたちに英霊というを使うかどうかは別ですよ・・・。」と言葉を濁し、しかし、「靖国の神としては全体としては英霊と言っている」と言う。

さらに、生きていた「英霊」についてなぜ霊簿から抹消しないのかと聞くと、稲上課長は「儀式と一体化したものですから手を加えることはできない。お祀りしているものは消せないが、控えの名簿では消している」という。さらに追及しようとしたが「時間だ」と打ち切られてしまった。

最後に、「来年も来る。もう少し時間を取ってほしい、一人ひとりの合祀取り消し要求に対して誠実に答えるよう」要望して切り上げ、今年の靖国行動を終えました。

靖国神社は私たちの要望に応えず、一〇月九日付けで昨年と全く同文の回答をよこしました。

「標記の件 当神社の祭神合祀は、当神社の極めて重要な宗教的行為であり、当神社の自主的な判断に基きついて決せられるべき事柄であって、そのことにより他者の法的利益が侵害されることはないものと理解しております。よって貴殿の要求には添いかねますので、その旨ご回答申し上げます。」

靖国合祀イヤです！アジアネットワークでは、これまでの靖国 行動の概要をまとめ、できればさらに多くの人たちに合祀取り消し要求書を読んでもらえるよう呼びかけを強め、来年以降、靖国神社との面談の終わるのをただ待機するのではなく参加者全体として靖国合祀取り消し要求行動としての 集会等の形をとれないかを検討し たいと考えています。

吉田文枝

お知らせ

原告は 控訴準備を！

さて、どのような判決がでるのでしょうか。

年明け1/28は皆さんと共に日本の司法の意地を確かめたいと思います。

どのような判決であれ、私たちは気を抜くことなく「控訴」の準備を始めねばなりません。原告の方は控訴審委任状の準備をお願いします。

原告の方には委任状と手引きを同封してあります。事務手続きの期間が必要ですので、年内締切で返送よろしくお願いします。

会計より

原告の皆さん、支援の皆さんより多くの会費・カンパをいただいております。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。会計報告は次回通信で第一審の収支として報告致します。

忘れ物のお知らせ

ちよつと古い話ですが、七月三十一日裁判後集会後の交流会（居酒屋多気）で赤い小銭入れをお忘れです。事務局で預かっています。心当たりのある方、ご連絡下さい。



この通信には最終準備書面の要旨のみ掲載しましたが、全文は後日ホームページに掲載します。必要な方はのぞいてみてください。



東京訴訟からのお知らせ

第7回口頭弁論

2016年2月19日（金）午後2時～
東京地裁103号法廷

第8回口頭弁論

2016年5月27日（金）午後2時～
東京地裁（法廷未定）

ノー！ハプサは第6回口頭弁論

12月8日（火）午後1時30分～
東京地裁103号法廷

いずれの傍聴も抽選のため30分前には集合です。

関東方面の方是非傍聴を！

首相の参拝



首相の参拝



判決

2016年1月28日(木)

10:00～

大阪地裁202号法廷

傍聴抽選締切 9:30

判決報告集会

日時：1月28日（木）18：30～

会場：エル大阪709号

（地下鉄・京阪天満橋下車）

参加費：500円

◆判決報告・かみ砕き解説

◆講演：未来を拓く靖国訴訟

ー戦後100年を見すえてー

講師 田中伸尚さん

（ノンフィクション 作家）

司法は意地を見せる！

首相の靖国神社参拝について違憲判決が出て 11 年

それにもかかわらず参拝を行った安倍首相

明らかな憲法違反、そして平和を踏みにじる行為

この訴訟は「日本」の歴史認識を問い

戦争のない平和と真の民主主義を築くためのものでもあります

いよいよ判決。この国の司法はどこまでその正常な姿を保っているのか

さあ、見届けましょう。より多くの方々のご注目をお願いいたします